

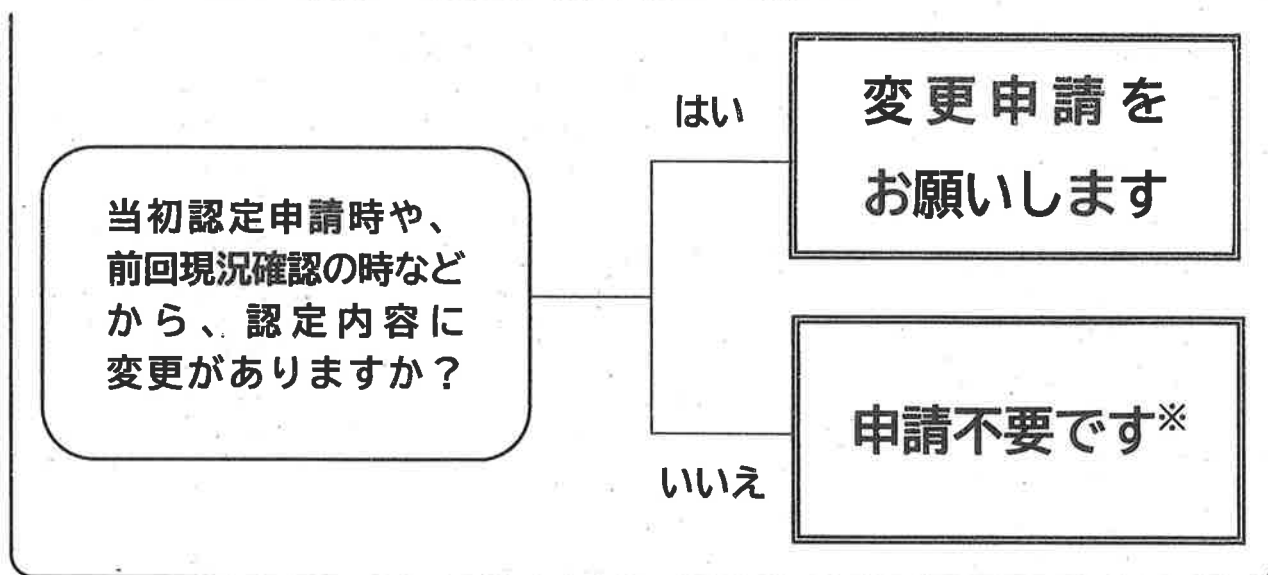
令和2年度の保育等認定に係る現況確認について

横浜市では給付認定を受けて保育所等や幼稚園等での預かり保育、認可外保育施設等を利用している方に、毎年、保育を必要とする状況が継続していることを確認するために、現況確認を行っています。

本来なら対象となるすべての方に現況確認に関する書類をお送りし、提出をお願いするところですが、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、今年度限り、保育の必要性の状況が変わった方にのみ、変更内容を届け出てくださいよう、現況確認の実施方法を変更します。

つきましては、以下の内容についてご確認いただき、該当する方については、認定変更申請をお願いいたします。

《今回の通知を受けて認定変更申請が必要な方》



※ 変更等のお手続きをしない場合であっても、利用料変更通知書をお送りする場合があります。

※ 前回認定時と変更がない場合も、以下の状況に当てはまる場合は、認定要件の確認・利用料の算定のために別途お手続きが必要になります。裏面「2 お手続き方法」をご覧ください、必要書類のご提出をお願いします。

- ア 30条3号認定をお持ちで、令和2年1月2日以降に市外から転入された方
- イ 0歳～2歳児クラス児童の保護者で令和元年（平成31年）中に海外収入のある方

お手続き方法等の詳細については、裏面をご覧ください。

1 お手続きが必要な方

認定決定時や前回現況確認時などから状況に変化があった方は、必要なお手続きをお願いいたします。ただし、コロナウイルス感染症の拡大に起因して就労実績が減少した場合については、勤務先との労働契約の変更がない限り、今回の変更申請は不要です。

【主な変更の内容】

世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等）、保育所等や幼稚園等の利用をやめる、労働契約内容が変わった、転職した、仕事を辞めた、出産の予定がある等

2 お手続き方法

状況に変化があった方は、認定変更申請書等、必要な書類をご提出ください。

認定変更が必要な月の前月中にご提出をお願いします。

※ 既に認定変更が必要な状況にあり、お手続きをされていない方は、可能な限り速やかにお手続きをお願いします。

表面アに該当する方：令和2年度住民税（非）課税証明書（令和2年1月1日現在の居住地の市区町村が発行するもの）をご提出ください。

表面イに該当する方：海外収入申告書と海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額が分かる証明書等をご提出ください。

提出先

- 市内の保育所等、幼稚園等にお通いの方：園のある区のこども家庭支援課
- 認可外保育施設等、市外の保育所等・幼稚園等にお通いの方：お住まいの区のこども家庭支援課

必要書類等については、横浜市ウェブサイト「令和2年度 現況確認について」、もしくは利用案内をご確認ください。また、様式については、横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。下記の二次元コードをご活用ください。（※ 区役所こども家庭支援課でも配布しています。）

保育所等



幼稚園等



認可外保育施設等



3 お問い合わせ先

【各区役所こども家庭支援課 電話番号】

区	電話	区	電話
鶴見	045 - 510 - 1816	金沢	045 - 788 - 7795
神奈川	045 - 411 - 7157	港北	045 - 540 - 2280
西	045 - 320 - 8472	緑	045 - 930 - 2331
中	045 - 224 - 8172	青葉	045 - 978 - 2428
南	045 - 341 - 1149	都筑	045 - 948 - 2463
港南	045 - 847 - 8498	戸塚	045 - 866 - 8467
保土ヶ谷	045 - 334 - 6397	柴	045 - 894 - 8463
旭	045 - 954 - 6173	泉	045 - 800 - 2413
磯子	045 - 750 - 2435	瀬谷	045 - 367 - 5782